ここに掲載したものは令和５年度入学生の「入学のしおり」によります。
よって、再編整備に伴い、改訂・変更されているものもありますので、詳細については、
学校までお問い合わせ願います。

１　埼玉県立鳩山高等学校学則

第１章　総　　則

（学則の目的）
第１条　この学則は、埼玉県立高等学校通則第２条の規定に基づいて、埼玉県立鳩山高等学校の運営に関する必要事項を定める。
（名称及び位置）
第２条　本校は､埼玉県立鳩山高等学校と称し､埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目１番２号に置く。
（教育の目的）
第３条　本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、高等普通教育及び商業に関する専門教育を施すことを目的とする。
（課程、学科及び修業年限）
第４条　本校には、全日制の課程普通科及び情報管理科を置き、その修業年限は３年とする。
（生徒定員）
第５条　本校は、男女共学とし、生徒定員は埼玉県立高等学校通則の別表による。
第６条　削除

第２章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）
第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
２　学年を分けて、次の３学期とする。
第１学期　４月１日から８月31日まで
第２学期　９月１日から12月31日まで
第３学期　１月１日から３月31日まで
（休業日）
第８条　休業日は、次のとおりとする。
（１）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（２）日曜日及び土曜日
（３）県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日（11月14日）
（４）開校記念日　　６月１日
（５）春季休業日　　４月１日から４月10日までの間において校長が定める期間
（６）夏季休業日　　７月15日から９月５日までの間において校長が定める期間
（７）冬季休業日　　12月20日から１月10日までの間において校長が定める期間
（８）学年末休業日　３月20日から３月31日までの間において校長が定める期間
２　前項第５号から第８号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて70日以内とする。
３　校長は、第１項第５号から第８号までの休業日を定め、あらかじめ埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。
４　校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることがある。

第３章　教育課程及び授業時数

（教育課程）

第９条　本校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編（以下「教育課程編成要領一般編」という。）の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出るものとする。

２　教育課程表は、別に定める。

（授業時数）

第１０条　各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間の授業時数は、教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。

（教科用図書）

第１１条　教科用図書は、委員会が採択したものを使用する。

第４章　単位修得及び卒業の認定

（単位修得の認定）

第１２条　単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

２　前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

（学校外における学修の単位認定）

第１２条の２　校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

（１）大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（２）知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

（３）ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（与えることのできる単位数）

第１２条の３　第１２条の２の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は３６を超えないものとする。

（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修等の単位認定）

第１２条の４　校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

（卒業の認定）

第１３条　校長は、本校における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第５章　入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

（入学）

第１４条　本校への入学は、校長がこれを許可する。

２　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（１）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

（２）外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
（３）文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（４）文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
（５）就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
（６）その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

３　本校の第１学年の途中又は第２学年以上に入学できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。
（１）相当年齢に達している者
（２）本校において、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者

４　第２項第６号及び前項による学力の認定は、校長がこれを行う。

（入学者の選抜）

第１５条　校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学選抜を行う。

（志願手続）

第１６条　入学志願者は、入学願書の外に、入学に必要な書類を出身学校長を経て、所定の期日までに、本校校長に提出しなければならない。

（入学手続）

第１７条　入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人（以下「保護者」という。）は、所定の期日までに保証人が連署した在学保証書を校長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学を許可された者が、保証人の署名を得た誓約書を校長に提出するものとする。

３　前２項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

４　校長は、第１項又は第２項の保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることがある。

５　保護者若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第３項に規定する要件を欠くにいたったときは、改めて在学保証書又は誓約書を提出しなければならない。

６　保護者、生徒又は保証人が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護者（生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。）は、速やかに校長に届け出なければならない。

（休学、復学及び退学）

第１８条　生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

２　前項の休学は、２ヶ月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。

３　前項により休学を願い出たときは、校長は、2年以内の期間でこれを許可することができる。

４　休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

５　第１項によって退学した者が、２年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。

（転学）

第１９条　生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合に

は、必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位に応じて、相当学年に転入学を許可することがある。

（留学）

第２０条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することがある。

３　留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

４　校長は、第１２条第１項の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、３６単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。

５　校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第７条第１項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

（出席停止）

第２１条　校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることがある。

（生徒心得）

第２２条　生徒心得は、校長が定める。

２　生徒は、別に定める生徒心得を守らなければならない。

第６章　授業料、入学料及び入学選考手数料

（授業料、入学料及び入学選考手数料）

第２３条　授業料、入学料及び入学選考手数料は、県条例によって納入しなければならない。

（授業料の減免）

第２４条　やむを得ない事由により、授業料及び入学料の減免を希望する者は、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則により、願い出ることができる。

（授業料滞納者に対する処置）

第２５条　校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、出席停止を命じ又は除籍を行うことがある。

第７章　賞　　罰

（表彰）

第２６条　校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することがある。

（懲戒）

第２７条　校長及び教員は、教育上必要がると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

２　懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。

３　前項による退学の処分は、次の各号の一に該当する場合に限って行う。

（１）性行不良で改善の見込がないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込がないと認められる者

（３）正当の理由がなくて出席常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

４　前各項による懲戒の手続その他必要な事項は、別に定める。

第８章　証明書の交付

（証明書の交付）

第２８条　校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書その他の証明書を交付することができる。

第９章　補　　則

（服喪）

第２９条　生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間、服喪のため忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父・母	５日
祖父母・兄弟姉妹	３日
伯（叔）父母・甥・姪	１日

２　校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表以外の親族が死亡した場合にも、必要な日数の忌引きを認めることができる。

（細則の制定）

第３０条　校長は、学校の管理運営に関し、必要と認める場合には、細部について別に定める。

（学則の変更）

第３１条　本学則の変更は、委員会の承認を得て、校長がこれを行う。

附則　この学則は昭和58年４月１日から施行する。

附則　この学則は昭和59年４月１日から施行する。

附則　この学則は昭和59年９月18日から施行する。

附則　この学則は昭和63年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成３年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成７年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成11年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成12年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成14年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成15年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成15年５月16日から施行する。

附則　この学則は平成16年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成19年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成20年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成23年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成28年４月１日から施行する。

附則　この学則は平成30年10月１日から施行する。

附則　１　この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第２４条の規定は平成31年2月7日から施行し、附則第4項の規定は平成31年4月1日から施行する。

２　改正後の学則（以下「新学則」という。）第10条及び第13条の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒（新学則第14条第3項の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

３　前項の規定により新学則第10条及び第13条の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4　平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に高等学校に入学した生徒（新学則第14条第3項の規定により入学した生徒であって平成31年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成31年4月1日から新学則第10条及び第13条の規定の適用されるまでの間における改正前の学則第10条及び第13条の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

2　生　徒　心　得

この生徒心得は、埼玉県立鳩山高等学校学則第22条に基づいて定める。

（登下校）

1　始業時刻10分前までに登校し、登校後は終業まで許可なくして外出してはならない。
2　最終下校時刻は午後５時とする。ただし担任または顧問の指導する場合はその限りではない。
3　自転車で通学する者は、願い出て許可を受け、所定の登録票（ステッカー）を付ける。バイク等による登下校は禁止する。
4　登下校の途中で無益に時間を費やさず、安全に心がける。
5　休業日に登校する場合は、必ず事前に願い出て許可を受ける。
6　校舎は機械警備であるため、施錠後は校舎内に入れないので注意する。

（礼　儀）

1　来校者に出会ったときは会釈し、対応には敬語を使い失礼のないようにする。
2　学校の内外に問わず、本校職員に出会ったときは、あいさつをする。
3　校長室、事務室、職員室等へ入るときは、ノックし、入退室の際は会釈する。
4　礼儀を守り、言葉遣いや行動は粗野にならないようにする。

（校内生活）

1　校舎内外は常に清掃し、整理美化に努める。
2　上履き・下履きの区別をはっきりする。
3　学校の施設・備品等を大切にし、破損・汚損・紛失等をしないように努める。
　もし、これらのことが起こった場合は直ちに学級担任又は係の教師に届け出る。
4　盗難予防のため、各自の所持品には必ず記名し、その保管には十分注意する。
5　物品の盗難・紛失又は拾得した場合は、学級担任又は係の教師に届け出る。
6　授業の初めと終わりの礼は、正しく行う。
7　教室では静寂を旨とし、専心勉学に励み、学友に迷惑をおよぼすことのないように心がける。
8　遅刻して教室に入るときは、教師にその理由を申し出て指示を受ける。
9　教科書その他必要な教材を忘れたときは、担当教師に申し出る。
10　登校後の外出・早退及び欠課をする場合は、学級担任の許可を受ける。
11　欠席・遅刻・早退をする場合は、事前に所定の届出書に記入（保護者捺印）して学級担任に届け出る。やむを得ない場合は、事後に届け出る。
12　校内へ、学習上不必要なもの、特に遊びに類するもの（マンガ本・トランプ等）を許可なく持ち込まない。
13　教科書類は持ち帰る。
14　職員室、事務室、保健室、特別教室等には、必要な場合以外は、みだりに出入りしない。
15　校内における各種集会・印刷・配布・掲示・放送・販売等の行為は、事前に係又は学級担任

を経て校長に願い出て許可を受ける。

（校外生活）

1　許可なくして校外の団体・研究会・集会・行事等に加入または参加しない。必要がある場合は、学級担任を経て校長の許可を受ける。

2　生徒としてふさわしくない娯楽場・飲食店並びに喫茶店への出入りは禁止する。

3　旅行・登山・キャンプ・海水浴・スキー・スケート等を行う場合は、保護者の承認を得て、学級担任に届け出て指導を受ける。

4　アルバイトは原則として禁止する。但し、やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者より学級担任に届け出ること。

5　飲酒・喫煙・薬物の乱用、その他法にふれる行為をしない。

6　生徒間でみだりに金銭、物品等の貸借、売買行為をしない。

7　校外において事故その他緊急なことが起こった場合は、ただちに学校に通報する。
　休業日又は夜間の場合は担任（学年主任）とする。

8　問題解決の手段として、いかなる場合でも暴力を用いてはならない。

（服　装）

服装は別に定める「服装規程」に従うこと。事情により同規程に従い得ない場合は、学級担任に異装願を提出し、許可を受ける。

(携帯電話)

1　携帯電話の校内での所持は認めるが、その使用については原則禁止する。

2　携帯電話の保管は、各自の自己責任で行う。

3　学校の指導指針に対して、違反が繰り返されることのないよう、マナーを守って使用すること。

（その他）

1　上記に定めるものの他、学校の指示に従うこと。

（諸届・諸願）

1　様式は別に定める。

2　届書・願書はすべて校長あてとし、学級担任を経て提出すること。

3　傷病のため欠席・見学等が１週間以上にわたる場合は、届書・願書に医師の診断書か又はそれに代わるものを提出すること。

4　届書・願書は次のようなものがある。

（１）諸届：欠席届、遅刻届、早退届、欠課届、忌引届、公欠届、見学届、住所（氏名）変更届、旅行届、紛失届、盗難届、拾得届、器具・施設破損届、アルバイト実施届、自動車免許取得届

（２）諸願：休学願、復学願、退学願、再入学願、転学願、外出願、自転車通学許可願、休業日登校願、異装願、集会願、各種証明書交付願、生徒派遣・対外試合許可願、出席停止措置願、原動機付自転車通学許可願

３　生　徒　服　装　規　程

平成26年４月 1日改正
平成26年４月 1日施行

男　子

（１）上　　着・・・本校指定のものを必ず着用する。
本校指定の校章を左襟に必ずつける。
（２）ズ　ボ　ン・・・本校指定のものを必ず着用する。
（３）ワイシャツ・・・標準的な白ワイシャツを着用する。
（４）カーディガン・・・着用する際は、本校指定のものとする。（※上着の下に着用する。）
（５）コ　ー　ト・・・色については、黒・紺・茶・グレー系統とする。
種類については、スクールコート（Ｐコート・ダッフルコート等）とする。ただし、部活動単位で揃えているものはこの限りでない。
(注)ジーンズ地のコート、ジャンパー、パーカーは禁止とする。
（６）通　学　靴・・・黒・茶の革靴、または運動靴・カジュアルシューズとする。
（７）靴　　下・・・白・黒・紺・グレー系統の無地のものでワンポイントまでは認める。
ただし、生徒としてふさわしいものとする。
（８）ベ　ル　ト・・・黒・茶系統の無地のものとし、華美でないものとする。
（９）帽　　子・・・防寒及び防暑用のもので華美でないもの。
また、マフラー、手袋等も華美でないものとする。

女　子

（１）上　　着・・・本校指定のものを必ず着用する。
本校指定の校章を左胸ポケットに必ずつける。
（２）ス カ ー ト・・・本校指定のものを必ず着用する。
※スカート丈は膝の中心から上下５ｃｍまでの範囲とする。
（３）カーディガン・・・着用する際は、本校指定のものとする。
（４）コ　ー　ト・・・男子の規定を準用する。
（５）通　学　靴・・・男子の規定を準用する。
（６）靴　　下・・・白・黒・紺・グレー系統の無地のものでワンポイントまでは認める。
ただし、生徒としてふさわしいものとする。
ストッキングは黒で無地のものとする。
（７）ベ　ル　ト・・・女子のベルトの着用は禁止する。
（８）帽　　子・・・男子の規定を準用する。

注意事項

○学校生活に必要でないものは、禁止とする。
①アクセサリー類、カラーコンタクトの使用、化粧等は禁止とする。
②頭髪の染色、脱色、パーマ等、作為的に手を加えること、および生徒としてふさわしくない髪形は禁止する。（ヒゲ、モミアゲ等も含む）
リボン・ゴム・ヘアーピン類は黒・紺・茶とし、華美でないものとする。
○男女共、上履き、体操服上下及び体育館シューズ、グラウンドシューズは学校所定のものを使用する。

※制服着用期間は、冬服：10月～５月、夏服：６～９月、合服：５・６・９・10月とする。
男子は、夏服着用期間に限り、白ワイシャツでの通学を認める。なお、開襟シャツは認めない。

男子制服仕様書

上　衣　　：濃紺詰襟学生服
（ウォッシャブル・撥水・ヨコストレッチ８％・再生ポリエステル使用）
○生地　　：（表地）日本毛織・エコドビーストライプ　（裏地）東レ・セベリス
○素材　　：（表地）毛50％　ポリエステル50％　　（裏地）ポリエステル100％
○カラー　　：ソフトラウンドトリムカラー
○ダーツ　　：前にあり
○裏仕様　　：総裏仕様
○ポケット　　：胸ポケットはウエルトポケット　カン止め有り、刺繍・ライン入り
腰ポケットはフラップポケット　カン止め有り
内ポケットは右・両玉縁（三角雨蓋ボタン止め）　左・両玉縁
○袖口　　：ジェミニスリーブ（３ｃｍ　１段伸張）明き見せ有り、裏袖肘タック有り
○裾折り代　　：３ｃｍ
○ベント　　：センターベント
○ボタン　　：前カットボタン５個、袖口ボタン２個とし、学校オリジナルボタンを使用

スラックス　　：濃紺ワンタックスラックス
（ウォッシャブル・撥水・ヨコストレッチ８％・再生ポリエステル使用）
○生地　　：（表地）日本毛織・エコドビーストライプ　（裏地）東レ・スレーキ
（夏）　黒ワンタックスラックス（ウォッシャブル）
：（表地）日本毛織・夏ヘリンボン　　（裏地）東レ・スレーキ
○素材　　：（表地）毛50％　ポリエステル50％　　（裏地）ポリエステル100％
○ベルト巾　　：3.5ｃｍ
○ベルトループ　　：８本、上がり巾0.9ｃｍ、上がり丈4.5ｃｍ
○脇ポケット　　：斜めポケット
○ポケット口　　：ステッチ0.6ｃｍ　カン止め有り
○ピスポケット　　：片玉縁ポケット　左ピスポケットのみボタン付き
○小股仕様　　：裏先縫い付け
○前カン　　：シングルカン
○前ファスナー　　：エフロンファスナー
○すね当て　　：有り
○くつずれ　　：有り

女子制服仕様書

上　衣　：濃紺縦割型セーラー上衣
（ウォッシャブル・撥水・ヨコストレッチ８％・再生ポリエステル使用）
○生地　：（表地）日本毛織・エコドビーストライプ　（裏地）東レ・セベリス
○素材　：（表地）毛50％　ポリエステル50％　（裏地）ポリエステル100％
○裏仕様　：総裏仕様
○胸ポケット　：ウエルトポケット　カン止め有り
○袖口　：ジェミニスリーブ（３ｃｍ　１段伸張）明き見せなし
○裾折り代　：４ｃｍ
○その他　：セーラー衿に２本のライン付き、前後プリンスライン入り
共生地ネクタイ付き

夏上衣　：サラシ前割型夏セーラー半袖、長袖
○生地　：（表地）日清紡・透け防止ＡＧブロード（別布）日本毛織・夏ヘリンボン
○素材　：（表地）綿35％　ポリエステル65％　（別布）毛50％　ポリエステル50％
○胸ポケット　：ウエルトポケット　カン止め有り
○タック　：袖口に５本あり
○袖折り代　：2.7ｃｍ
○その他　：セーラー衿に２本のライン付き、前後プリンスライン入り
共生地ネクタイ付き

スカート　：濃紺18車襞スカート
（ウォッシャブル・撥水・ヨコストレッチ８％・再生ポリエステル使用）
○生地　：（表地）日本毛織・エコドビーストライプ
（夏）　紺18車襞スカート（ウォッシャブル）
：（表地）日本毛織・夏ヘリンボン
○素材　：（表地）毛50％　ポリエステル50％
○ベルト　：巾2.5ｃｍ
○ベルト先持出　：３ｃｍ
○腰ポケット　：左脇に付き
○プリーツ加工　：ＳＬセット加工
○ハンガー吊紐　：両脇に付き
○脇ファスナー　：ナイロンファスナー
○脇仕様　：スリムアジャスター
○その他　：裾に刺繍入り

・4　交　通　安　全　規　程

○　一般規程

1　交通法規を固く守るとともに、交通道徳を重んじ、交通事故防止に細心の注意を払わなければならない。

2　通学道路は、最も安全と思われる道路を選ぶこと。

3　自動二輪車等の運転免許取得、購入及び運転を希望する生徒は、学校に申し出るとともに別に定める所定の手続きにより届けを提出し、生徒指導部及び学年生徒指導係と面談を行うこと。なお、生徒は、運転免許の取得等により、学校生活への支障を来たすようなことはあってはならない。

4　自動二輪車等による通学は禁止とする。やむを得ない理由がある場合には、校長が許可する場合がある。

5　自動二輪車等の運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

6　自動二輪車等を運転する生徒は任意保険に加入すること。また（初心者運転期間を終了しても）他者を同乗させてはならないとともに、運転をしない生徒も他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

○　徒歩通学者

1　徒歩通学者は、歩道や路側帯を通らなければならない。歩道や路側帯のない道路では、道路の右側を通らなければならない。

2　歩き方に注意し、2列以上の横列にならないようにする。

3　道路の横断に際しては、信号機の信号に従う。信号機のない場所では左右の安全を十分に確認して横断する。

○　自転車通学者

1　年度初めに、自転車通学許可願を学級担任を経て校長に提出し、自転車を登録し、所定の自転車標識を後部につけること。変形ハンドル、競技用自転車等特殊な自転車は、部活動で使用を認められた者以外は許可しない。なお、自転車損害保険には必ず加入すること。

2　登録された以外の自転車で通学してはならない。

3　自転車は、所定の位置に整頓して、必ずカギをかけておく。

4　ライト、反射灯（又はラベル）、ベル等、法規で定められている付属品は必ずそなえつけ、ブレーキなどの故障がないように自転車の整備に心がける。なお、ヘルメットも着用することが望ましい。

5　正しい姿勢で乗り、片手運転や両手をハンドルから離して運転すること等は絶対に避けること。

6　左側通行を厳守し、並列して通行しないこと。

7　二人乗り、無灯火は厳禁する。

8　雨天時の運転には、必ずレインコートを使用すること。かさの使用は禁止する。

9　広い道路に出るときや、踏切では必ず一時停止をし、安全を確認する。

10　道路の通行に際しては、信号機の信号に従い、信号機のない場合は左右の安全を十分確認して通行する。

11　左折又は右折の際の合図を励行する。

12　荷物は、荷台にしっかりとつける。

○　電車・バス通学者

1　車内道徳を守り、他人に迷惑をかける言動をしてはならない。

2　乗降に際しては、先を争ったり、飛び乗り等をしてはならない。

3　優先席に腰掛けることは避ける。また、座席を必要としている方に座席をゆずるよう心が

ける。

○　バイク通学者

1　バイク通学者は特別に許可された者のみ認める。

2　バイクはスクータータイプとし、指示されたステッカー等を貼付する。

3　他人への貸与は厳禁する。

4　ヘルメットは必ず着用しなければならない。

5　法令で定められた事項（強制保険、整備等）は厳守しなければならない。

6　埼玉県教育委員会主催の安全講習を受講しなければならない。

7　任意保険に加入しなければならない。

○　自動二輪等の運転免許及び運転に関する手続き方法

ア　自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続き

自動二輪車等の運転免許を取得したい生徒は、以下の手続を取ること。

(1)　自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式１）を校長宛に提出する。

(2)　「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒及び保護者と面談等を行い、免許取得理由等を確認する。

(3)　学校は、面談等を実施した後に、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。

(4)　生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。

(5)　生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

イ　自動二輪車等の購入等に関する手続

(1)　原動機付自転車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」（様式２）を校長宛に提出する。

(2)　自動二輪車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」（様式３）を校長宛に提出する。

ウ　自動二輪車等の運転に関する手続

(1)　原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車運転誓約書」（様式４）を校長宛に提出する。

(2)　自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」（様式５）を校長宛に提出する。

・５　原動機付き自転車通学についての規程

1　趣旨

この規定は、平成３０年９月２５日付け通知「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」（以下「自動二輪車等」という。）の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

2　方針

(1)　自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒及びその保護者は以下の所定の手続きにより、校長宛に書面で届出をする。

(2)　生徒及びその保護者に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。

以上の方針のもと、下記の条件に該当する者で保護者より申請のあった場合において、１６歳に達した後の長期休業中に免許取得、その後条件付きで通学での使用を許可することがある。

3　条件付許可の基準

(1) 該当者の許可基準

次のアからオの基準を全て満たす者及びカの者について、校長が許可するものとする。

ア　自宅が次にあげる交通不便地にある者

・学校から直線距離で7ｋｍ以遠のときがわ町在住の者

・高坂駅から直線距離で5ｋｍ以遠の川島町在住の者

・越生駅から直線距離で5ｋｍ以遠の越生町在住の者

・小川駅から直線距離で5ｋｍ以遠の東秩父村在住の者

・東松山駅から直線距離で5ｋｍ以遠の吉見町在住の者

イ　部活動又は生徒会本部に所属している者

ウ　遅刻・欠席・早退等が少ない者

エ　学業成績・生活態度が本校生徒としてふさわしい者

オ　校則・交通ルールを厳守できる者

カ　身体的に障害などがあり、特別に許可された者

但し、上記ア以外でもバス等の交通機関が無く自転車での通学が非常に困難と思われる場合、上記イ～オの条件を満たせば許可することもある。

(2) 購入の条件

ア　原則、原動機付自転車（排気量50cc以下）で、スクータータイプとし、色は黒、白、シルバーに限定する。

イ　ヘルメットはＪＩＳ規格Ａ種以上のフルフェイスとする。

色は無地の黒、白、シルバーとする。

ウ　原動機付自転車およびヘルメットの購入先は自由とする。

エ　自賠責保険（３年以上）、任意保険には必ず加入し、加入証のコピーを１部提出すること。

(3) 使用の条件

ア　使用者は、県教委のステッカーを必ず貼付する。

イ　万一、事故に遭ったときは学校・警察に速やかに連絡すること。

ウ　使用区間は安全を考慮し、別途審議する。

(4) 使用禁止・取消の条件

ア　１週間の通学禁止

・遅刻が１ヶ月に３回以上の場合

・指導の対象となるような行為を犯した場合

イ　長期の通学禁止・取消

・原動機付自転車を改造した場合（ナンバープレートの故意による変形も含む）

・部活動及び生徒会を途中退部した場合

６　自動車免許取得について

1　教習開始は高校生活に無理のない計画をたてること。

2　「自動車運転免許取得届・取得報告書」を担任に提出し面談等を行う。

3　「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受領後、自動車の免許を取得

4　自動車の免許取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、担任に提出

5　自動車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動車購入等報告書」を担任に提出

6　自動車を運転する必要がある生徒は、「自動車運転誓約書」を担任に提出

7　１８歳未満の生徒の手続きについては、保護者の同意を必要とする。

・（参考）部活動について

。

	部活動	対象	活動場所	最近の主な成績またはコメント
運動部	剣道	男・女	剣道場（体育館 1F）	R2　埼玉県剣道大会　女子個人ベスト３２ R3　関東大会予選北部支部　女子個人ベスト８ インターハイ予選　女子個人４回戦進出 北部支部新人大会　女子団体ベスト８ R4　関東大会予選北部支部　女子団体ベスト８ 関東大会予選県大会　男子団体ベスト３２
	卓球	男	卓球場(体育館 1F)	R4　学校総合体育大会　北部地区大会出場 新人大会北部地区大会出場
	バレーボール	女	体育館 2F フロアー	H24　技術講習会一年の部　北部地区３位 インターハイ予選北部地区大会代表決定戦出場
	バドミントン	男・女	体育館 2F フロアー	R2　新人大会北部地区大会　団体戦・個人戦出場 北部支部大会団体戦出場 R3　学校総合体育大会　北部地区大会　団体戦・個人戦出場 新人大会北部支部予選会　団体戦・個人戦出場 R4　学校総合体育大会　北部地区大会　団体戦・個人戦出場 新人大会北部支部予選会　団体戦・個人戦出場
	バスケットボール	男	体育館 2F フロアー	H29　新人大会北部支部予選　地区代表決定戦進出 H30　関東大会・インターハイ・新人大会北部支部予選　２回戦進出 R1　関東大会・インターハイ・新人大会北部支部予選　２回戦進出 R2　新人大会北部支部予選　ベスト８決定戦進出
	サッカー	男	グラウンド	R1　学校総合体育大会兼高校総体北部支部予選出場 全国高等学校サッカー選手権大会埼玉大会１次予選出場 R2　全国高等学校サッカー選手権大会埼玉大会１次予選出場 高校女子選手権大会１次予選出場
運動部	陸上競技	男・女	グラウンド	H30　県大会出場　男子）　100m　400m　800m 女子）　800m　ハンマー投げ R1　県大会出場　男子）　200m　400m 県新人大会出場　男子）　200m　400m　5000mW 女子）　やり投げ R2　県新人大会出場　女子）5000mW 県高校駅伝出場　女子チーム R3　県新人大会出場　男子）400m 県大会出場　男子）　400m H R4　県陸上競技選手権出場　男子）10000m 県高校駅伝出場　男子チーム
	ソフトテニス	男	テニスコート	H29　春季鳩山町民大会　３位（一般個人） 関東大会県北部地区予選（個人）　ベスト３２（２ペア） インターハイ予選（個人）　県ベスト３２ H30　関東大会県北部地区予選（個人）　２回戦
		女	テニスコート	R4　学校総合体育大会兼高校総体埼玉県予選会　１ペア出場
	野球	男	本校グラウンド	春季北部予選、全国高等学校野球選手権埼玉県大会 秋季北部予選　夏季新人戦出場
	自転車	男	校外・体育館	H30 からインターハイ連続出場中 R1　インターハイ出場（1kmTT、スプリント）、 全国選抜大会出場（スプリント）、 関東大会出場 （1kmTT、スプリント、4k 速度競争、個人ロードレース） 関東新人大会出場 （1kmTT、スプリント、スクラッチ、チームスプリント） 関東大会県予選会入賞 （1kmTT、スプリント、4km 速度競争、個人ロードレース） 県新人戦入賞（1kmTT、スプリント、スクラッチ、チームスプリント） R2　全国選抜大会出場（スプリント）

				関東新人大会出場（スクラッチ） 埼玉県学校総合体育大会入賞（スクラッチ、チームスプリント） R3　インターハイ出場（スプリント）、 全国選抜大会出場（スプリント、スクラッチ、個人ロード）、 関東大会出場（スプリント） 関東大会県予選会入賞（スプリント、個人ロード） 学校総合体育大会県予選会入賞（スプリント、チームスプリント） 埼玉県自転車競技選手権大会入賞（スプリント、スクラッチ） 県新人大会入賞 （1kmTT、スプリント、スクラッチ、個人ロード、チームスプリント） R4　インターハイ出場(スプリント、スクラッチ、個人ロードレース) 関東大会出場 (スプリント、スクラッチ、ポイントレース、個人ロードレース) 関東新人大会出場(スプリント) 関東大会県予選会入賞 （スプリント、スクラッチ、ポイントレース、個人ロードレース） 県新人大会(スプリント)
	バーベル同好会	男・女	トレーニング室	R3　全日本高等学校パワーリフティング選手権大会埼玉県予選１位　２名 同大会にて埼玉県高校記録樹立　２名 R4　全日本高等学校パワーリフティング選手権大会 女子２位１名(スクワット、デッドリフトの高校記録更新)、３位１名

文化部	家庭	男・女	被服室及び調理室	文化祭で展示発表
	美術	男・女	美術室	R1　全国高等学校総合文化祭佐賀大会出品 高校美術展優秀賞　R2 年度全国大会選抜　奨励賞 R2　全国高等学校総合文化祭高知大会出品 高校美術展　優秀賞　R3 全国大会選抜　奨励賞 同展　優秀賞　教育センター展示 R3　全国高等学校総合文化祭　和歌山大会出品 高校美術展 平面部門　優秀賞・奨励賞 同展 立体部門　優秀賞 同展 優秀賞 教育センター展示 R4　高校美術展　教育委員会教育長賞　優秀賞（2 名） R5 全国大会選抜
	コンピュータ	男・女	情報処理室Ⅲ	H27　第６回　ドリンクラベルコンテスト　埼玉県産業教育振興会長賞 H28　情報処理競技大会（Ｂクラス）　団体３位、優良賞（個人） 大塚食品株式会社　青春ボトル甲子園　感謝状 H30　情報処理競技大会（Ｂクラス）　団体３位、優良賞（個人） ポケットティッシュデザインコンテスト　埼玉県産業教育振興会長賞 R1　情報処理競技大会（Ｂクラス）　団体３位、優良賞（個人） R3　情報処理競技大会（Ｂクラス）　団体３位 R4　情報処理競技大会（Ｂクラス）　団体３位 マスクケースコンテスト　埼玉県産業教育研究会　優良賞　２名
	演劇	男・女	体育館ステージ	比企地区の春季・冬季演劇祭に参加（４月・１２月） 文化祭での発表（９月）　鳩山町立亀井小学校　招待公演（11 月） R2　第 69 回埼玉県高等学校演劇祭　地区発表会出場　A ブロック２位 第 69 回埼玉県高等学校演劇祭　中央発表会出場 優良賞・舞台スタッフ賞／照明部門 R3　第 70 回埼玉県高等学校演劇祭(映像審査)　奨励賞 R4　第 71 回埼玉県高等学校演劇祭　地区発表会出場
	吹奏楽	男・女	音楽室	地元の施設・小学校コンサート、学校行事・地元の音楽祭（鳩山町だれでもチャレンジステージ）等の演奏

	陶芸	男・女	美術室	高校美術展出品　　文化祭で発表
	軽音楽	男・女	視聴覚室	H28 第６回埼玉県高等学校軽音楽コンテスト西部地区予選優秀賞 県大会出場 H29 第７回埼玉県高等学校軽音楽コンテスト西部地区予選優秀賞 県大会出場 第５回埼玉県高等学校軽音楽コンテスト新人大会西部地区予選優秀賞 県大会出場 R1 埼玉県高等学校軽音楽コンテスト　出場 文化祭や予餞会、鳩山町の夏祭りやはとやま祭、ふれあい広場、クリエーターズマルシェ等での演奏 R2 第８回　埼玉県高等学校軽音楽コンテスト　新人大会　出場
	書道	男・女	選択Ｉ室	R4 埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞・優良賞 高野山競書大会　準特選・銀賞・銅賞 文化祭での作品展示 大東文化大学主催全国書道展　特選・金賞・銀賞・銅賞 埼玉県書きぞめ中央展覧会　特選賞・優良賞